

## ★与党(自民党・公明党)が令和6年度税制改正大綱を発表

令和5年12月14日(木)に令和6年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点の速報をご案内します。個人関連では、令和6年度の1年間のみですが、所得税・住民税の定額減税が手当てされたほか、子育て支援に関する政策税制として住宅ローン控除の拡充がされました。

なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。皆様には今年一年間本当に大変お世話になりました。皆様どうぞ良いお年をお迎えください。(長掛栄一)

## ◎令和6年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用期限を3年延長する。</li> <li>非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の要件について、住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上(現行:断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上)であることとする。なお、①令和5年12月31日以前に建築確認を受けている建物、②令和6年6月30日以前に建築された建物、のいずれかに該当する場合は、現行の基準を満たしていれば非課税限度額の上乗せ措置の適用対象とする。</li> </ul>	令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税に適用
	特例適用期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限を3年延長する。</li> <li>個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年延長する。</li> <li>非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を2年延長する。</li> </ul>	
	公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益信託の信託財産とするために相続財産を抛出した場合において、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税措置の対象とするほか、所要の措置を講ずる</li> <li>公益信託から給付を受ける財産については、その信託の目的にかかわらず贈与税を非課税とする。</li> <li>その他所要の措置を講ずる。</li> </ul>	
所得税 ・住民税 =抜粋=	所得税・個人住民税の定額減税	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。</li> <li>特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。①本人 3万円 ②同一生計配偶者又は扶養親族(居住者に該当する者)に限る。以下「同一生計配偶者等」という。) 1人につき 3万円</li> <li>特別控除の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者:令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等(賞与を含む)につき源泉徴収をされるべき所得税の額から順次控除</li> <li>公的年金等の受給者:令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等(確定低給付企業年金法の規定に基づいて支給される年金等を除く)につき源泉徴収をされるべき所得税の額から順次控除</li> <li>事業所得者等:令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から順次控除</li> </ul> </li> <li>個人住民税についても1人あたりの金額を1万円とした同様の措置を講ずる</li> </ul>	令和6年分の所得税、令和6年度分の個人住民税

税目	項目	内容	時期等								
所得税 ・住民税 ＝抜料＝	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人で年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者（以下「子育て特例対象個人」という。）が認定住宅等の新築もしくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次の通りとして本特例の適用ができることとする。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>借入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>4,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとする。</li> </ul>	住宅の区分	借入限度額	認定住宅	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	省エネ基準適合住宅	4,000万円	居住年が令和6年となるもの
	住宅の区分	借入限度額									
認定住宅	5,000万円										
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円										
省エネ基準適合住宅	4,000万円										
	適用期限の延長 ＝抜料＝	次の特例の適用期限を2年延長する <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例</li> <li>居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等</li> <li>特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等</li> </ul>									
登録 免許税	適用期限の延長 ＝抜料＝	次の特例の適用期限を3年延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置</li> <li>特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置</li> </ul>									
固定 資産税	土地に係る固定 資産税の負担調 整措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。</li> <li>据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。</li> </ul>									
印紙税	適用期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。</li> </ul>									
不動産 取得税	適用期限の延長 ＝抜料＝	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。</li> <li>住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。</li> </ul>									
検討事項	年金課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、ちよちく・投資商品に対する課税との関連、給与課税等のバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</li> </ul>									
	延納・物納制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度を含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る。</li> </ul>									